

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について

(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知) (一部改正案) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第 1 [略]</p> <p>第 2</p> <p>1 [略]</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第 1 (飼料関係)</p> <p>(ア)・(イ)</p> <p>(ウ)</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 別表第 1 の 1 の (3) のエ及びオは、例えば亜鉛バシトラシンを含む飼料と亜鉛バシトラシンと同一欄内にある例えばアピラマイシンを含む飼料の併用を禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。</p> <p>d・e [略]</p> <p>(エ) 飼料一般の表示の基準 (成分規格等省令別表第 1 の 1 の (5))</p> <p>a・b [略]</p> <p>c [中略] この趣旨から、一般名が定められた飼料添加物については、指定名称に代えて一般名を表示の名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示する<u>ことができるものとする。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>第 1 [略]</p> <p>第 2</p> <p>1 [略]</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第 1 (飼料関係)</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ)</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 別表第 1 の 1 の (3) のエ及びオは、例えば亜鉛バシトラシンを含む飼料と亜鉛バシトラシンと同一欄内にある例えばクロルテトラサイクリンを含む飼料の併用を禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。</p> <p>d・e [略]</p> <p>(エ) 飼料一般の表示の基準 (成分規格等省令別表第 1 の 1 の (5))</p> <p>a・b [略]</p> <p>c [中略] この趣旨から、一般名が定められた飼料添加物については、指定名称に代えて一般名を表示の名称として使用すること。ただし、養殖水産動物用配合飼料で粘結剤を用いたものにあつては、粘結剤と一般名で表示する場合であっても併せて飼料添加物名を表示するものとする。</p> <p>[以下略]</p>

(4) 「製造業者専用」表示の承認事務について

成分規格等省令別表第1の1の(5)のイの(注)の3及び別表第2の5の(2)の注の2の「製造業者専用」表示の承認事務については、次のとおりとする。なお、表示すべき事項のうち、飼料又は飼料添加物の名称、製造（輸入）業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所並びに飼料添加物の製造番号又は製造記号は、省略できないものとする。

ア 承認の基準

飼料又は飼料添加物を飼料又は飼料添加物の製造業者（販売行為を行わない製造業者（いわゆる自家配合畜産農家等）は除く。）のみに販売する場合の農林水産大臣の承認は、次の基準により行うものとする。

(ア) 当該飼料又は飼料添加物について継続的供給契約（一定の期間又は不定の期間当該飼料又は飼料添加物を特定の飼料又は飼料添加物の製造業者に継続して供給することを目的とする契約をいう。）が締結されていること。

(イ) (ア)の継続的供給契約において、次の事項が明らかにされていること。

- a 飼料にあっては、契約の目的とする飼料の種類、名称並びに含有する飼料添加物の名称及び量、飼料添加物にあっては、契約の目的とする飼料添加物の種類、名称、有効成分及びその含有量並びに賦形物質の名称
- b 当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

(4) 「製造業者専用」表示の承認事務について

成分規格等省令別表第1の1の(5)のイの(注)の3及び成分規格等省令別表第2の5の(2)の注の2の「製造業者専用」表示の承認事務については、次のとおりとする。

ア 承認の基準

(ア) 飼料（成分規格等省令別表第1の1の(5)のイの(注)の3)

飼料を飼料又は飼料添加物の製造業者（販売行為を行わない製造業者（いわゆる自家配合畜産農家等）は除く。）のみに販売する場合の農林水産大臣の承認は、次の基準により行うものとする。

a 表示すべき事項のうち次に掲げる事項は、省略できないものとする。

① 飼料の名称

② 製造（輸入）業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

b aに掲げる事項以外の事項については、当該飼料について継続的供給契約（一定の期間又は不定の期間当該飼料を特定の飼料又は飼料添加物の製造業者に継続して供給することを目的とする契約をいう。）が締結されている場合は、省略することができるものとする。

(注) 当該継続的供給契約においては、次の事項を明らかにしておくものとする。

1 当該飼料の売主は、次に掲げる飼料を買主に継続的に供給すること。

(1) 契約の目的とする飼料の種類、名称及び含有する飼料添加物の名称及び量

(2) 当該飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- c 当該飼料又は飼料添加物の納入先
- d 当該飼料又は飼料添加物を原料とする飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- e 当該飼料又は飼料添加物を原料とする飼料又は飼料添加物の種類
- f 契約存続期間（少なくとも1年以上の期間とする）

[削る]

- (3) 当該飼料の納入先
- (4) 当該飼料を原料とする飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- (5) 当該飼料を原料とする飼料又は飼料添加物の種類

2 契約存続期間（少なくとも1年以上の期間とする）

(イ) 飼料添加物（成分規格等省令別表第2の5の(2)の注の2）

飼料添加物を飼料又は飼料添加物の製造業者（販売行為を行わない製造業者（いわゆる自家配合畜産農家等）は除く。）のみに販売する場合の農林水産大臣の承認は、次の基準により行うものとする。

a 表示すべき事項のうち次に掲げる事項は、省略できないものとする。

- ① 飼料添加物の名称
- ② 製造番号又は製造記号
- ③ 製造（輸入）業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

b aに掲げる事項以外の事項については、当該飼料添加物について継続的供給契約（一定の期間又は不定の期間当該飼料添加物を特定の飼料又は飼料添加物の製造業者に継続して供給することを目的とする契約をいう。）が締結されている場合は、省略することができるものとする。

(注) 当該継続的供給契約においては、次の事項を明らかにしておくものとする。

1 当該飼料添加物の売主甲は、次に掲げる飼料添加物を買主乙に継続的に供給すること。

- (1) 契約の目的とする飼料添加物の種類、名称、有効成分及びその含有量並びに賦形物質の名称
- (2) 当該飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- (3) 当該飼料添加物の納入先
- (4) 当該飼料添加物を原料とする飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- (5) 当該飼料添加物を原料とする飼料又は飼料添加物の

イ 承認手続き

- (ア) 申請者は、別記様式第1号により正副2通を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。
- (イ) (ア)の申請は、センターを経由して行うことができる。センターは、申請書に添付された継続的供給契約についてアの基準への適合状況を検査し、適合する場合にあっては、遅滞なく、正1通に検査結果を添えて農林水産大臣に送付する。
- (ウ) 農林水産大臣は、承認申請の内容について審査し、その結果が妥当であるものについて、別記様式第2号による指令書を申請者に交付するものとする。

ウ 承認事項の変更

- (ア) イの承認を受けた後において、承認申請書の記載事項及び契約内容に変更があった場合は、遅滞なく承認年月日及び指令書番号並びに当該変更の内容及び年月日を農林水産大臣に届け出るものとする。

- (イ) (ア)の届出は、センターを経由して行うことができる。

[以下略]

3～6 [略]

7 飼料製造管理者

[略]

従って、飼料製造管理者の資格は、このような役目を果たし得るものとして、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、

種類

2 契約存続期間（少なくとも1年以上の期間とする）

イ 承認手続き

- (ア) 申請者は、別記様式第1号により正副2通を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。
- (イ) (ア)の申請は、センターを経由して行うことができる。センターは、申請書の記の3に記載の表示省略事項について成分規格等省令の規格・基準等適合状況を検査し、適合する場合にあっては、遅滞なく、正1通に検査結果を添えて農林水産大臣に送付する。
- (ウ) 農林水産大臣は、承認申請の内容について審査し、その結果が妥当であるものについて、別記様式第2号による指令書を申請者に交付するものとする。

ウ 承認事項の変更

- (ア) イの承認を受けた後において、承認申請書の記載事項及び契約内容に変更があった場合は、遅滞なく承認年月日及び指令書番号並びに当該変更の内容及び年月日を農林水産大臣に届け出るものとする。ただし、承認した指令書の記の欄に記載した事項に変更（飼料及び飼料添加物の種類及び名称の廃止を除く。）があった場合には、届出ではなく、新たな承認を申請するものとする。

- (イ) (ア)の届出は、センターを経由して行うことができる。

[以下略]

3～6 [略]

7 飼料製造管理者

[略]

従って、飼料製造管理者の資格は、このような役目を果たし得るものとして、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の過程を修めて卒業したこと、③令5条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に三年以上

③令5条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に三年以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していること、とされている（規則第32条）。

[以下略]

別記様式第1号

「製造業者専用」の表示承認申請書		
	年	月 日
農林水産大臣 殿		
	住 所	
	氏 名	印
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 別表第1の1の(5)（飼料） 別表第2の5の(2)（飼料添加物）の規定に基づき、 下記事項を添えて承認方を申請します。 記		
1 表示事項の一部を省略する飼料（飼料添加物）を製造する事業場の名称及び所在地		
2 1の飼料（飼料添加物）を原料とする飼料（飼料添加物）を製造する事業場の名称及び所在地		

(日本産業規格A4)

備 考

記の1は、輸入業者にあつては、飼料の場合は輸入先国名を、飼料添加物の場合は輸入先国名及び製造業者名を記載すること。

記の1及び2の飼料（飼料添加物）の継続的供給契約に係る契約書の写しを添付すること。

従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していること、とされている（規則第32条）。

[以下略]

別記様式第1号

「製造業者専用」の表示承認申請書		
	年	月 日
農林水産大臣 殿		
	住 所	
	氏 名	印
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 別表第1の1の(5)（飼料） 別表第2の5の(2)（飼料添加物）の規定に基づき、 下記事項を添えて承認方を申請します。 記		
1 表示事項の一部を省略する飼料（飼料添加物）の種類及び名称		
2 1の飼料（飼料添加物）を製造する事業場の名称及び所在地		
3 省略する表示事項		

(日本工業規格A4)

備 考

記の2は、輸入業者にあつては、飼料の場合は記載を要せず、飼料添加物の場合は輸入先国名及び製造業者名を記載すること。

別記様式第 2 号

農林水産省指令 第 号 (申請者 氏名)

年 月 日付けで申請のあった「製造業者専用」の表示については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の(5)のイの(注)の 3（別表第 2 の 5 の(2)の注の 2）の規定に基づき、下記のとおり承認する。

年 月 日 農林水産大臣 印

記

表示事項の一部を省略する飼料（飼料添加物）を製造する事業場の名称	左の飼料（飼料添加物）を原料とする飼料（飼料添加物）を製造する事業場の名称

別記様式第 3 号

特定飼料検定合格証の添付方法に関する承認申請書
[略]

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 2 号

農林水産省指令 第 号 (申請者 氏名)

年 月 日付けで申請のあった「製造業者専用」の表示については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の(5)のイの(注)の 3（別表第 2 の 5 の(2)の注の 2）の規定に基づき、下記のとおり承認する。

年 月 日 農林水産大臣 印

記

飼料（飼料添加物）の種類及び名称	省略する表示事項

別記様式第 3 号

特定飼料検定合格証の添付方法に関する承認申請書
[略]

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 4 号～第 6 号 〔略〕

別記様式第 7 号

特定飼料の検定結果通知書 〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 8 号・第 9 号 〔略〕

別記様式第 10 号

特定添加物の検定結果通知書 〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 11 号

特定飼料等実績報告書 〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 4 号～第 6 号 〔略〕

別記様式第 7 号

特定飼料の検定結果通知書 〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 8 号・第 9 号 〔略〕

別記様式第 10 号

特定添加物の検定結果通知書 〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 11 号

特定飼料等実績報告書 〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 12 号－ (1)

飼料製造管理者届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
住 所	
氏 名	印
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 25 条 第 3 項の規定により、飼料製造管理者を設置したので、関係 書面を添えて、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に 関する法律施行令第 5 条に規定する〔飼 料〕の種類 〔飼料添加物〕	
2～5 〔略〕	

(日本産業規格 A 4)

〔注〕 〔略〕

別記様式第 12 号－ (2)

飼料製造管理者届出事項変更届
〔略〕

(日本産業規格 A 4)

〔注〕 〔略〕

別記様式第 12 号－ (1)

飼料製造管理者届	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
住 所	
氏 名	印
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 25 条 第 3 項の規定により、飼料製造管理者を設置したので、関係 書面を添えて、下記のとおり届け出ます。	
記	
1 届出者が製造する飼料の安全性の確保及び品質の改善に 関する法律施行令第 5 条に規定する〔飼 料〕の種類 及び名称 〔飼料添加物〕	
2～5 〔略〕	

(日本工業規格 A 4)

〔注〕 〔略〕

別記様式第 12 号－ 2

飼料製造管理者届出事項変更届
〔略〕

(日本工業規格 A 4)

〔注〕 〔略〕

別記様式第 13 号

飼料の検定結果通知書
〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 14 号

規格設定飼料実績報告書
〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 15 号

登録（更新）申請書
〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 16 号

検定施設変更届
〔略〕

(日本産業規格 A 4)

別記様式第 13 号

飼料の検定結果通知書
〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 14 号

規格設定飼料実績報告書
〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 15 号

登録（更新）申請書
〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 16 号

検定施設変更届
〔略〕

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 17 号

公定規格による検定の実施状況報告書

[略]

(日本産業規格 A 4)

[以下略]

別記様式第 17 号

公定規格による検定の実施状況報告書

[略]

(日本工業規格 A 4)

[以下略]